

毎週火・金曜日発行

# 山口県報

平成19年  
6月29日  
(金曜日)

## 目次

告示

- 道路の区域の変更(道路整備課).....
- 道路の供用の開始(道路整備課).....
- 下松駅前第1地区市街地再開発組合の事業計画の変更認可(都市計画課).....
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定に関する告示の一部改正(砂防課).....
- 公告
- 大規模小売店舗立地法第五条第一項の規定による届出(商政課).....
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....
- 一般競争入札の実施(物品管理課).....
- 契約の締結(物品管理課).....
- 漁業法第六十七条第一項の規定による指示.....

### 山口県告示第三百五十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十九年六月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。



平成十九年六月二十九日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道  
路線名 六日市錦線  
道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
岩国市錦町宇佐郷字椽塚八六一の一地先から 同市錦町宇佐郷字板橋九七六の一地 先まで	最狭 二九・四〇	最狭 一九・〇五		二七五・〇	橋りょう整備工 事の完了によ
	最狭 二八・四〇			二七六・六	

### 山口県告示第三百五十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年六月二十九日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年六月二十九日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
六日市錦線	岩国市錦町宇佐郷字椽塚八六一の一地先から 同市錦町宇佐郷字板橋九七六の一地先まで	平成十九年六月三十日

### 山口県告示第三百五十四号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき、下松駅前第1地区市街地再開発組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年六月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 市街地再開発組合の名称



平成十九年十二月十五日

五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
一、四一一平方メートル

六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
(一) 駐車場の収容台数  
七六台

(二) 駐輪場の収容台数  
三五台

(三) 荷さばき施設の面積  
三二平方メートル

(四) 廃棄物等の保管施設の容量  
三六立方メートル

七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(一) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

氏名 又は 名称 開店時刻 閉店時刻  
生活協同組合コープやまぐち 午前九時三〇分 午後八時

(二) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前九時から午後八時三十分まで

(三) 駐車場の自動車の出入口の数

三箇所

(四) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前七時から午後六時まで

八 届出年月日

平成十九年六月十八日

(三三八) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成十九年二月十六日山口県公告(七七)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十九年六月二十九日から同年七月三十日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年六月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ダイキ宇部店  
所在地 宇部市明神町二丁目二の一  
二 意見の概要  
特に配慮を求める事項はない。

(三三九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十九年六月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

岩国市周東町上久原字新神前

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

岐阜県瑞穂市本田四七四番地の一

三甲株式会社

(三四〇) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。

平成十九年六月二十九日

山口県知事 二井 関成

一 入札に付する事項

次に掲げる物品の購入

(一) 物品の名称及び数量

県立学校コンピュータ教室用機器及び県立学校ネットワーク用端末機器 一式

(二) 物品の特質等

入札説明書及び仕様書による。

(三) 納入期限

平成十九年十二月二十八日

(四) 納入場所

山口県立周防大島高等学校ほか三十四箇所

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十七年山口県告示第三百七十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成十九年山口県告示第五十五号)に基づく資格審査において、パソコン・ネットワーク機器について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県会計管理局物品管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県会計管理局物品管理課

(三) 受領期限

平成十九年八月九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成十九年八月十日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県会計管理局物品管理課入札室

(二) 日時

平成十九年八月十日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあっては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 契約保証金

免除する。

(五) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。

(六) 詳細については、山口県会計管理局物品管理課(電話〇八三一九三三三三九六〇)に問い合わせること。

十一 Summary

(1) Branch office in charge of contract: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government

(2) Name and quantity of the products to be purchased: A set of equipment for the computer room in prefectural schools and terminals for the prefectural school computer network

(3) Delivery period: December 28, 2007

(4) Delivery place: Yamaguchi Prefectural Suo-Oshima Senior High School and 34 other places

(5) Section in charge of procurement and Contact point for the notice: Office Supplies Division, Accounting Bureau, Yamaguchi Prefectural Government (Tel. 083-933-3960)

(6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., August 9, 2007  
(In case of bringing a tender: 11:00 A.M., August 10, 2007)

(三四一) 契約の締結

次のとおり一般競争入札の方法により契約を締結しました。

平成十九年六月二十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 事務を担当する課の名称及び所在地  
会計管理局物品管理課 山口市滝町一番一号
  - 二 落札に係る物品等の名称及び数量  
財務会計システム用ソフトウェア 一式
  - 三 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
  - 四 落札者を決定した日  
平成十九年五月十五日
  - 五 落札者の名称及びその主たる事務所の所在地  
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内一丁目六番六号
  - 六 落札金額  
三千二百五十五万円
  - 七 入札公告日  
平成十九年四月三日
  - 八 その他
- (一) 契約担当者 山口県知事 二井 関成
- (二) 調達方法 購入
- (三) 落札方式

最低価格



山口県日本海海区漁業調整委員会告示第二号

漁業法(昭和二十四年法律第一百六十七号)第六十七条第一項の規定により、次のとおり指示する。

平成十九年六月二十九日

山口県日本海海区漁業調整委員会  
会長 清水 栄太郎

一 指示の内容

- (一) 次のA、B、C、D及びAの点を順次結んだ線によって囲まれた海域において、錨等で船舶の位置を固定し、あみ等をまきえとして使用し、かつ、まぐるの採捕を目的として行うまきえつり及び当該まきえつりに係る遊漁案内行為(以下「まぐるまきえつり等」という。)は、禁止する。
- A 北緯三五度〇三分一 秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点)
  - B 北緯三五度〇三分一 秒東経一三一度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇三分〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)
  - C 北緯三四度五四分一 秒東経一三一度〇〇分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度〇一分〇〇秒の点)
  - D 北緯三四度五四分一 秒東経一三一度一三分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三四度五四分〇〇秒東経一三一度一四分〇〇秒の点)
- (二) (一)にかかわらず、次の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行うまぐるまきえつり等については、山口県日本海海区漁業調整委員会(以下「委員会」という。)の承認を受けた船舶(以下「承認船舶」という。)を使用して行う場合に限り、これを行うことができる。

海 域	期 間
次のa、b、c、d及びaの点を順次結んだ線によって囲まれた海域 a 北緯三五度〇二分一 秒東経一三一度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置にあつては、北緯三五度〇二分〇〇秒東経一三一度〇八	平成十九年七月一日から同年九月十五日

<p>分〇〇秒の点)                  b 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇九分四一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇九分五〇秒の点)                  c 北緯三四度五九分一一秒東経一三一度〇七分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五九分〇〇秒東経一三一度〇八分〇〇秒の点)                  d 北緯三五度〇〇分四一秒東経一三一度〇六分〇一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三五度〇〇分三〇秒東経一三一度〇六分一〇秒の点)                  次のe、f、g、h及びeの点を順次結んだ線によつて囲まれた海域                  e 北緯三五度〇〇分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五九分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点)                  f 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇八分四一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇八分五〇秒の点)                  g 北緯三四度五七分〇一秒東経一三一度〇六分五一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五六分五〇秒東経一三一度〇七分〇〇秒の点)                  h 北緯三四度五八分三一秒東経一三一度〇五分〇一秒の点(日本測地系による位置)あつては、北緯三四度五八分二〇秒東経一三一度〇五分一〇秒の点)</p>	<p>まで                  平成十九年九月十六日から平成二十年一月三十一日まで</p>
---	--

- (三) (二)の承認(以下「委員会承認」という。)の申請は、次に掲げる者が行わなければならない。
- 1 漁業のために行う場合にあつては、まぐるまきえづり等に使用する船舶(以下「使用船舶」という。)を所有し、又は使用する漁業者
  - 2 遊漁案内行為のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁船業者
  - 3 遊漁のために行う場合にあつては、使用船舶を所有し、又は使用する遊漁者
- (四) 使用船舶は、(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行つまぐるまきえづり等に関し、沿岸漁場整備開発法(昭和四十九年法律第四十九号)第二十四条第一項に規定する漁場利用協定で、八里ヶ瀬漁場利用協定書という名称の書面により平成六年六月一日に締結されたものを締結した団体の構成員が使用する船舶又は当該漁場利用協定と同等の内容のまぐるまきえづり等の規制を遵守する旨を委員会に対し誓約した者の使用する船舶でなければならない。

- (五) 委員会承認を受けた者は、まぐるまきえづり等を行う間、委員会の交付する承認証を承認船舶に備え付けるとともに、委員会が別に定める様式による標旗を当該承認船舶の船橋の見やすい場所に掲げなければならない。
- (六) 委員会承認を受けた者は、承認船舶を使用して(二)の表の上欄に掲げる海域において、それぞれ同表の下欄に掲げる期間内に行つまぐるまきえづり等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。
- (七) 委員会が漁業調整上必要があると認めるとき又は委員会承認を受けた者がこの告示による指示に違反したときは、委員会承認を取り消すことができる。

二 指示の有効期間

平成十九年七月一日から平成二十年六月三十日まで

平成十九年六月二十九日印刷  
 平成十九年六月二十九日発行

発行所 山口県庁  
 山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)